

## 大門講演【資料】

### 【資料1】

「聞き取りの検証にあたり、文字史料とも照合することは当然のことである。しかし、文字史料を優先し、文字史料の枠内に聞き取りを位置づけることになると、ここで検討してきた、体験を語る歴史の複雑だが豊かな過程、困難をのりこえてようやくにして語られた内容、〈現場〉に含まれた身体性の回復の側面などに光をあてることはできない。体験を語る歴史の可能性を閉ざさずにひらくためには、聞く歴史に固有の成り立つ条件を明示し、そのこととあわせて聞く歴史を叙述する必要があるのではないか」（大門正克『語る歴史、聞く歴史——オーラル・ヒストリーの現場から』岩波新書、2017年、224～225頁）

### 【資料2】

#### 歴史学研究編「特集 史料の力、歴史家を囲む磁場——史料読解の認識構造」

「特集によせて」（『歴史学研究』第912号、2013年11月）

「歴史家は史料と虚心に向き合い、史料の相互関係を読み解き、当事者以外の人による当事者像のなかに当事者を読み解く努力、史料を読み解く自分自身への自覚など、あらゆる試みを通じて史料を読み解き、叙述に向かって著作を完成させる。歴史家が著作にこめた史料読解の認識構造を語ることは、一般的にはごくまれである。だが、この史料読解の認識構造こそは、史料を軸にして研究をすすめる歴史学の根幹であり、そのことがもっと議論されるべきではないか。」（中略）特集タイトルの「史料の力」には、史料は読み解かれることによってこそ、そこに生気が宿るということが含意されている」

### 【資料3】

「人には言葉を学ぶ権利があり、その言葉を用いて世界のどこの人とでも対話する可能性を持って生きている。しかし私たちは与えられたその膨大な機会のなかで、どうしたら「人と人を分断する」言葉ではなく「つなぐ」言葉を選んでいけるのか——その判断は、それぞれの言葉がいかなる文脈のなかで用いられてきたのかを学ぶことなしには下すことができない」（奈倉有里『夕暮れに夜明けの歌を——文学を探しにロシアに行く』イースト・プレス、2021年）

### 【資料4】

「佐々木さんは、参加者の目を樹々や草花、田んぼの用水路などに促していた。他の参加者も私も、芽吹いた樹々の紹介や、クリスマスの行事で用いるかやの木の話に惹きこまれていた。私の脳裏には修了文集やお散歩マップが蘇り、いつの間にかワクワクしながらお散歩コースを歩いていた」（大門正克「高田の保育」が映し出す「子どもの世界」）大門正克・岡田知弘・川内淳史・河西英通・高岡裕之編『「生存」の歴史をつなぐ——震災10年、「記憶のまち」と「新たなまち」の交差から』績文堂出版、2023年）

## 報告1 (中村)

### 『豆州内浦漁民史料』と近世漁村の生活世界 史料等

#### 【参考1】

たとえば車を運転するとき、注意は道路の状況、車の流れ、信号などに向けられている。同時に、体の動きや感覚のレベルでは、恐ろしく複雑な調整がなされている。この調整が運転を可能にするのだが、それはいわば見えないところで起こる。こうした普段は意識すらない膨大な量の情報や実践知と調整機能からなる、見えないシステムを「生活世界」と呼ぶ。

「生活世界」は、日常が破壊され、流されたときはじめて、不在というかたちで、突然姿を現す。震災と津波は、無意識の層に沈潜し日常を支え続けた生活世界が突如消滅するという事態だった。巨大災害の被災者たちが、ときとして、眩惑とともに感じる寂寥や虚無感、生活世界の不在が原因だ。復興とは、この不在に意味を注ぎ入れ、生活世界を復元することなのだろう。(森田二〇二二、一一九頁)

#### 【参考2】

洪沢敬三の構想としては、『豆州内浦漁民史料』は「報告者注」、この史料篇のほかに参考篇・語彙篇の二篇をあわせて三篇によって構成されるはずであった。そして、上記の研究室報告の論考は、語彙篇作成のためにも役立ち得るものであった。参考篇というのは、桜田勝徳の推定では、古い記録と今日の生活とのつながりを明らかにす

る現地調査によって構成されるもので、それは容易に達成しがたい事業であるといつてよかった。このことを桜田は三一書房の復刻版の解説(日本常民生活資料叢書二巻)で次のように言っている。「内浦史料は、長浜の記録が圧倒的に多かったとしても、内浦湾に臨む一〇に近い漁村の膨大な量に及ぶ史料であって、おいそれとこの史料に対応する適切な現地調査のやり方を見通すことはできなかった」と記している。…(中略)…内浦史料は陸上に痕跡を残しにくい漁業に関する領域が重要であり、昭和十年代内浦は、なお沿岸漁業の時代であったとはいえ、古文書に出てくる網戸という海岸線地形を利用した全くの接岸漁業からは、かなりの変遷を経ている。また木負のあたりは漁業よりも、密柑山経営のほうに重点が移っていたように、村松家の記録に対応したような貴重なアチックの古記録に対する伝統の芽生えを、内浦に及ぼすには、研究室報告をさらに第三輯、第五輯とつみ重ねなければならなかったらう」と述べ、彼(桜田―筆者注)は編著者の洪沢は参考篇の内容に、アチック同人の現地調査を盛りこむことを期待していたのではなかったかと推測している。(河岡一九七六、一六九頁、桜田一九七三からの引用箇所は原典にもとづき若干改変)

#### 【参考3】

内浦地区は、近年の海岸埋立てや観光地化などにより、従来の漁村としての性格がめまぐるしく変化してきている。本調査では、内浦地区の古老の方々が体験してきた明治末から大正末年ごろまでの生

活に焦点をあわせた。この時期は、内浦に伝統的に行われてきたカツオ・マグロ建切網漁（大網漁業）の終焉の時期でもある。（沼津市歴史民俗資料館一九七六、「例言」）

【史料1】

（前略）

一、百姓薪

是ハ百姓自分林ニ而薪取申候

一、勘当者

無御座候

一、百姓家作

是ハ所々ニ而買調申候、四壁有之候者ハ少々宛四壁之竹木ら

も足シニ遣申候へ共御断申上候義ハ無御座候事

一、雑穀

是ハ所ニ而作申候、粟稗売買申義ハ無御座候、麦大豆杯ハ無御

座候故買調申候、此金高

一、粮野菜

是ハ菜大根少々宛作申候、不作之節ハ野山ニ而取粮ニ仕候事

一、作奉公人

是ハ老年切給分、男ハ三分方老両式分迄抱申候、女ハ老年ニ老

分方老分式朱迄抱申候事

一、作馬

無御座候

一、男作間

是ハ獵ニ出申候外ニ稼ハ無御座候

一、女作間

是ハ少々宛木綿織、男女之仕着拵 〔網〕 あミをうみ申外、稼ハ無

御座候

（後略）

（宝永七年〔二七一〇〕「長浜村差出帳」「大川家文書」『豆』四七四）

【史料2】

（前略）

高六斗八升七合四勺

寺安養寺 時宗

一、かや家老ツ四間式間半惣や

角兵衛 年五十一

老人 女房

とし四十九

老人 男子

与平次 廿八

老人 同

三平 年廿四

老人 同

五郎 年十六

老人 女子

ふく 同 十四

小以六人 内 四人 男

三人 女

右之角兵衛ハ作海士仕候

高六斗三升三合八勺

寺安養寺 時宗

一、かや家老ツ五間三間惣や

九郎左衛門 とし五十四

老人 女房

とし四十三

老人 男子

八藏 年十一

老人 同      ごおりき 年七  
 老人 同      おと      年四  
 小以六人 内 四人 男

右之九郎左衛門作り仕又海士仕候

高七斗五升六合 同断

一、かや家老ツ四間半三間惣や 勘太郎 年式十八

老人 女房      年 廿四  
 老人 おとゝ      六藏      とし廿三  
 老人 いもと      おんな      年 十七

小以四人 内 式人 男  
 式人 女

外 老艘 かつこ舟

右之勘太郎作り仕又海士仕候

(中略)

寺住本寺法花宗

高五石三斗四合 四郎左衛門 年五十四

一、かや家七ツ九間四間惣や 四間式間半亭居  
 五間式間長や 七間四間 へや  
 五間式間蔵屋 三間式間 馬や  
 老人 母親      年 七十  
 老人 娘め      年 三十一

老人 男      惣兵衛      年 三十七  
 老人 孫      福千代      年 十五  
 老人 同      刁之助      年 十三  
 老人 同      熊藏      年 七  
 老人 同      こち      年 五  
 老人 女子      おくふ      年 十  
 老人 同      おいのふ      年 三  
 老人 下男      弥右衛門      年 六十一  
 老人 同      市左衛門      年 五十四  
 老人 同      喜藏      年 廿九  
 老人 同      七郎右衛門      年 三十六  
 老人 同      六藏      年 十九  
 老人 同      十兵へ      年 十八  
 老人 同      市平      年 十四  
 老人 下女      はなも      年 六十二  
 老人 同      たけ      年 三十九  
 老人 同      かな      年 三十三  
 老人 同      たま      年 三十一  
 老人 同      ちよ      年 三十二  
 老人 同      まん      年 十九  
 老人 同      つる      年 十二  
 老人 同      もり      年 十  
 小以式拾五人 内 十三人 男

十式人 女

外

壹艘

網舟

壹艘

小さんは舟

壹疋

馬

右之四郎左衛門ハ作り又海士仕候

(後略)

(正保二年〔一六四五〕「長浜村家別人別改帳」〔大川家文書〕『豆』

九八)

### 【史料3】

(前略)

一、九日夜二大仁村名主太左衛門殿南江間村名主安兵衛殿葦山茂左衛門殿市郎左衛門殿右四人之衆中出談之儀者私共色々了簡ヲ以咄シ合候得共海辺之事故無案内外ニ思付も無之候、菟角大網ニ而立候魚之割合不残三津村江被遣其外小網ニ而立候魚之儀五分通り三津村へ被遣右之通りニ而御済シ可被下与扱之衆中被申候、其儀者両人之者共願通之儀ニ御座候得者あの方ニ而聊申分ハ有間敷儀与存候、左様ニ而者私共何分得心難成筋ニ御座候、其子細者大網与申候網者諸魚立込陸近引付候而其上小網ニ而内ヲ立候儀も有之其時々魚之多少ニより色々成ル取様御座候、依之大網立小網立之差別難仕存候、何れ大網ニ而諸魚立込申候、其上指当リ候時之宜敷ニ随而網子之了簡出情ニ而諸魚取揚申候、此儀者

当村ニ不限何れ之村々ニ而も右之仕方ニ御座候、如此ニ御座候間、右之思召ニ而者何分ニも得心難仕候与答江申候、右扱之衆中被申候儀者成程段々之訳承り候処、御尤ニ存候、何れニも早速者御考弁も有之間敷候間、得与御了簡被成候而、菟角内済専一与被申候、答而成程御異見御尤忝存候、此上定法相立候様御取扱も御座候ハ、其時之仕儀ニより御挨拶可仕候、扱又申者如何ニ御座候得共魚獵方之儀者御無案内ニ御座候間、其道之衆中ニ得与御聞合被成候得者双方之訳共相知レ申事ニ御座候、其上得心不得心者格別一通承り候而御挨拶可仕与申候、左候得ハ先ツ私共も今晩者罷帰リ考弁可仕候与被申退座被致候事

(後略)

(宝曆一三年〔一七六三〕「右(網度徳用不法割合)訴訟日記(帳)」

〔大川家文書〕『豆』七六四)

### 【史料4】

(前略)

私の若い頃でも平漁師、即ち網子共は我々を旦那と云ひ被つた手拭も必ず取つて挨拶をし、それはく階級的な区別があつたものです。

お正月の七日には網子共は津元の家に集つて飲み喰ひをしました。が、この時、津元は「首つり粥」と云ふ粥を出しました。之を喰べる、と、その一ヶ年は、その津元に忠誠を誓ふことになるのでした。又津

元の云ふ事を聞かなかつたり、悪いことをしたりすると津元はその網子が船に乗ることを禁じました。これは網子にとつて一番恐ろしいこと(ママー報告者注)と。でこの制裁は非常に効果があつた様です。

(中略)

魚群は淡島とナガイ崎との間の水道から内浦湾内に入り、多くは小海・三津の沖を廻つて小脇につつかゝり、それから重須の沖を通つて又外へ出て行くのでした。魚群が来ると海面の色が変わりますので之を常に注視するために宮戸の山の中腹に魚見小屋があります。之を峯と云ひ此処を特に大峯と唱へ峯の総元締をして居ました。小脇から網代へかけて高い丘や松の木の梢や或は櫓を作つて沢山峯が出来て居ます。之を助け峰と云つて魚を網で囲ふ場合上からその様子を見て海で働く者に夫々指図をします。之の信号法にも特別に面白いものがありました。

魚が網で囲かこはれると津元は蜻蛉笠を被つて手に竹の杖を持ち舟に乗つて、その魚の水揚げの世話をしました。魚を満載した舟は岸へ着く時は、きつと舳の方を岸へ向けて勢よく漕いで来て、どんと岸へ打ブツつけました。すると舟の中の魚は一辺岸の方へ動いてから反動で爐の方へぎつしり詰ります。舟が着くと女や子供が大勢出て来て網子と一所になつて魚を岡へ運びます。それをヘラトリが一々数へます。津元は舟の上に頑張つて居て之を監督して居ました。中に

は夕方薄暗くでもなると魚を盗むものも出て来るので津元は見張つて居てあまり程度のひどいのが見付かると手に持つて居る竹の杖で擲ナゲることも稀にはあつた様ですが、それで通つて居たから驚いた時

勢もあつたものです。之を「盗み魚」と云つて少々ばかしは大目に見て居たのです。大部分の魚が陸揚げされると舟の中は魚の血で赤くなつた潮水の中に魚が隠れて仕舞ひます。それを津元は足で探がして足に魚が当たると、まだあるぢやないかとヘラトリを督促します。この時津元は決して手で探さないのが定則でした。ヘラトリは、もういいでせうと云つて、津元が許すと先に述べた舟の爐に、ぎつしりと詰つて居た魚を引出します。之を「爐トモの魚」と云つて網子の特別賞で見たいなものにしました。私の若い頃には先に述べた盗み魚も随分あつて翌朝山際の竹藪の中から大きな鮪が何本となく現れた事さへ何回もありました。

また見掛寄合などして澤山魚が網で囲つてある時などは水揚げをするのに十日も二十日も掛つた事があり、こんな時の夜などは魚が怖トモシビぢてはいけないと燈火も点ツけず、騒ぐどころか遠慮して、一村しんとして番をして居た事も何度かありました。

魚が五十両も獲れると津元の家では津元膳と云つて御飯の外に脛脛を造つて網子に振舞ひました。百両以上の時は御飯や脛の外に酒が出て俗に云ふ大盤振舞をしました。尤も津元も抜目なくこの時とは

かり網子の衆に米を澤山搗かせたりしました。網子はヘラトリから順に並んで鱈腹食べたり飲んだりした上に脛を皿に山盛りにして各自の家に持帰つたりしました。

昔は津元同士の博打バクチが盛んに行はれたものでした。漁師などは貯蓄心のない仕方のないもので大漁のあつた時などは袋物が一晚で三百両も売れた事があつたと聞いて居ります。また大漁の後は津元も網子も舟を押して勇んで沼津の料理屋へ繰込むのが唯一の楽しみでした。その代り少し不漁が続くと直ぐに困つて仕舞つて網子は皆津元に寄り掛つて居ると云ふ始末でした。

魚の種類は鮪シビ・メジ・鰹・ハガツヲ・ソウダガツヲなどと言つて鯨に附いて来るために鯨子と云はれる類即ち浮魚がその主たるものでした。昔はヒラメでもイシナギでも澤山居ましたけれど、これ等の底魚は一本釣で釣つただけで、この浦の漁業としてはさう大して重要でもなかつた様です。

此の内でもシビやメジが捕れると三津に居るナマシ（生師）が之を買つて江戸へ送りました。それは大部分青竹を割つたもので魚を荷造りして大小に応じて馬の背につけます。馬は魚がとれると三津ニゼイレウの荷宰領や馬頼みが駄足で裏山の奥の長瀬小坂即ち今の長岡温泉あたりの百姓に触れ歩いて集めるのです。荷が出来ると馬の列が続いて三津坂を越し今の長岡から湯ヶ島を通つて天城を越えて網代へ

出て、そこから押し送り船で相模灘を乗切り三浦岬を廻つて江戸へ入りました。私の記憶では一晚にメジが四千七百本、百七十頭の馬に積んで出たのを覚えてゐます。なんでも夕方七時頃三津を立つて、その時分は、まだ狼が出るとか云つて荷宰領は澤山松明を照らして居ましたが、網代へは午前の三時か四時頃着いたと云ひます。

また或る部分はスキミと云ひ鮪を大きな切身にして、塩に漬け樽に入れて沼津へ出し、それから富士川筋を遡つて身延を通り中馬の背を借りて甲州にも入つたさうです。又或る部分はこの辺の漁師の家族が所謂ポテフリとして近郷へ売り歩いた様です。

生師が魚を買ふ時は皆海岸に集まり、石コロを手拭ひに包んでそれで入札したものでした。

（中略）

津元も大勢ありましたが、重寺の秋山・加藤・室伏・土屋、小海の日吉・大沼、三津の大川外四軒、長浜では私の家外二軒、重須の土屋、木負の相磯などが中でも大津元と云はれ、その年に初めてとれた魚は互に届け合つて祝つたりしました。然しその生活を振り返つて見ると勉強もしなければ貯蓄もしない、たゞ馬鹿斬をしたり、博打ばくちをうつたりするのが能だと言つた風で今から思ふとお恥しい様な生活振りでした。

御一新前後からは世の騒がしいのにつれて網子が段々津元の云ふ事を聞かなくなつて来ました。その上、明治になつてから政府では海は公のもので道路や空気と同じだと云ふ様な議論が出て明治九年

に海面を取り上げられる事になりました。何しろ昔から大層な勢力で大瀬崎から清水港を見通した線から奥は皆、自分の海だ位に考へて居たのですから、この達しには一同驚いて大変な騒ぎになりました。

漸くのことですぐ取り上げられることが止まった代りに十年間海面借用と云ふ形式でその権利は延びましたが、それから後は津元の勢力もめつきり弱りました。

私は明治八年に、カソリックに入りましたが、それでも今まで顎で使つてゐた網子に馬鹿にされて来るのが、口惜しくてたまりませんでした。そこで明治十何年か頃に長浜の三十軒の網子の外に居た人々を糾合して六人で一組を作り一時県庁から許可を得て漁業をやつて見ましたが、多勢に無勢、たうとう敗けて仕舞ひました。今、長浜の漁業組合が、三十六戸から成り立つてゐるのはそのためです。

(後略)

(渋沢一九三七、八〇一四頁)

### 【史料5】

(前略)

此辺は猟業斗ゆへ逗留中も猟業杯ハ平日の通りにいたし所の迷惑にならぬやうに情々申付候やう居風呂も日々に及す二三日目にて宜旨、其外子供杯も有る様子ゆへ是又構なく平日の通り遊せ候やう杯いさゝかに申付させぬ(中略)此処へ参り事々何か悪敷匂ひの致し四

郎左衛門宅近辺も匂ひけるゆへ尋けるに「魚偏十黒」の腹わた杯とりて大桶へ溜有るゆへ其匂ひにて有る由、是ハ幾桶へも溜ると此近辺の山方より養ひに「マ」り来る由、夫ゆへ猟師の家々にてハ皆溜め置よし此匂ひにハ困り程なく夕飯も出したり初てゆへ歟、焼肴杯も附て出したるか前の匂ひ頻りゆへ肴杯ハ見ゆるもいやになり持参の梅干杯にて食事をいたしける

(中略)

程なく湯も能きよし申けるゆへ入湯して夜食も出しぬ、とかくに魚斗色々にいたし三度とも出したり肴も鯛「魚偏十黒」斗にて外の魚ハなく是にハ「困力」り候へとも野菜物ハ一向になく好ミけると余義なく沼津辺へ取に遣しける由ゆへに好ミもならず只々持参の梅干杯にて食事も致しける、また実入りもやらぬ大根近辺の畑に作りありたるゆへ是をハ折々好ミける豆腐も出したれとも至而かたく何歟悪敷香ありて風味宜しからす青き物ハ大根の葉より外にハ見す止宿中三度の食事に「魚偏十黒」の放れたる事なく、さし身或ハ焼て出し、ある朝猪口に白きあへもの附て出しけるゆへ珍敷、何ならんと箸附見れハやはりまくろのあへものにて笑ぬ鯛も色々にして出したれとも是も仕立方も宜しからす其上何となく匂ひの移りたるゆへ給兼て只々止宿中持参の品にて茶漬斗給たるゆへ後二ハ宿にても不審に思ひけるよし良助はしめ支配のもの三人下々にてハ猶更の事日々の「魚偏十黒」にあきもせず給ける由、魚は尤あたらしく格別の風味



の由咄たり（魚偏十黒）鯛の外ハ別の魚ハ無き由にて一度も膳に附  
たることなしハ取るにも網杯も違ひけるゆへ歟

（中略）

海へ入て鍵にて引上たるものハ別段に賃錢も遣ハさず引上たる（魚  
偏十黒）の腹わたゑらのやう成るものを遣しける由、夫を賃錢の代  
りにいたし大桶杯へ溜置、山方より養ひに買に來り能き直段に成る  
由（中略）夕方手打の蕎麦を出したり色黒く一箸も給られず是ハ此  
辺の馳走のよし下々へ者盛りかへく出し出し一同に（因カ）りける  
よし笑しく思ひたり

（後略）

（木村喜繁「天保三年伊豆紀行」〔静岡県立葵文庫蔵書〕『豆』下巻、  
一一三七〜一一四一頁）

### 【史料6】

御奉公申証文之事

一、我等〔娘〕むすめせんと申女、子極月〔午〕極月廿八日迄中年六年季二  
相定、御奉公為致申候、身代金壹両請取御納所仕候所実正二御座候、  
しきせ之儀ハ夏帷子〔符カ〕冬冬〔符カ〕御きせ可被成候、年季之内、取に  
け欠落仕候ハ、本人証人尋出、造物共急度相かへし可申候、右六年  
之年季相究り右之金壹両相かへし申候ハ、御隙可被下候、為後日証

人連判仍如件

人主親

寛文拾弐年

彦兵衛（印）

子ノ極月廿六日

証人同断

長右衛門（印）

証人長浜村

惣五郎

長浜村

大川四郎左衛門殿

（寛文一二年「一六七三」）「女子年期奉公請状」〔大川家文書〕『豆』

三〇六）

### 【史料7】

請状之事

一、此伊之助と申者、拙者身体不罷成候二付キ貴様へ様々申、御奉公  
為致申候、年季之儀ハ戌之極月廿八日亥ノ極月廿八日迄中年  
式拾五年季二相定置申候、御奉公之儀ハ昼夜を不限、何分ニも御  
意次第ニ相勤可申候、若此者取逃欠落仕候者ハ請人之者、尋出シ  
相返し可申候、永見へ不申候ハ、取逃之品々早速弁返可申候、し  
きせ之儀ハ外家なミ御きせ可被成候、為後日連判証人仍如件  
元禄七年  
人主  
市（印）  
証人

八兵衛 (印)

同

権四郎 (印)

大河四郎左衛門様

参

(元禄七年〔一六九五〕「男子年期奉公請状」〔大川家文書〕『豆』四  
四七)

【史料8】

一、拙者子虎松、去閏八月廿七日二同所善右衛門田地之内へ  
入込、稲かり盗申候所実正二御座候、従是善右衛門、名  
主組頭衆へ相断申二付拙者方へ御詮義被成、其者尋出  
し候様二御申被成候所、五人組并二私好身共二様々尋  
申候得共行へしれ不申候故

御公儀様へ御訴可被成由、御申被成候得共様々内証ニ  
而わび仕、向後私并二兄半左衛門共二忤虎松何方ニ  
も見出シ申候者何れ方へ急度注進可仕候、此上とら松  
出申候而も親類之好身思切り申候上ハ善右衛門方ニも  
自今以後少もうらみ無御座候、為後日五人組好身之者  
連判仍如件

元禄十五年

長浜村本人 由左衛門 (印)

午九月三日

兄 半左衛門 (印)

好身 久右衛門 (印)

同断 金左衛門 (印)

五人組 半三郎 (印)

同断 利兵衛 (印)

同断 十左衛門 (印)

(元禄一五年〔一七〇二〕「稲盗人請状」〔大川家文書〕『豆』四六四)

【史料9】

乍恐以書付御訴訟申上候事

豆州古宇村訴訟人甚右衛門 後家

相手 賀 半七

鈴木小右衛門様御代官所

駿州師々(獅子) 浜村方参候

一、豆州古宇村甚右衛門去ル四年以前相果、忤男子式人女子  
三人有之、相領娘いわと申候ハ私別腹之子ニ御座候、甚  
右衛門親類共相談之上、半七と申者三年以前賀ニ取申  
候所ニ我儘成ル者ニて私方へ不孝成仕方有之候間、離  
別可仕と存罷在候所ニいわ当九月相果迷惑仕候、当方  
之女子老人有之候、半七儀ハ万事不孝成者ニ御座候間、  
立退候様ニ申候得共于今罷在、口上ニ申難上ケ仕方、何  
共難義仕候、半七被御召出早々立退候様ニ被為仰付可  
被下候

一、当年拾壹才ニ罷成候甚右衛門男子巳之助ト申者有之候、  
跡式之義、此者相續仕候様ニ被為仰付可被下候、偏ニ御  
慈悲奉守候

右之条々御尋之上、乍恐口上可申上候、以上

豆州古宇村甚右衛門

後家(印)

正徳元年卯極月

後家兄

長浜村 四郎左衛門(印)

御代官様

右半七義、甚右衛門親類共へ不和ニ而当春方不通仕罷在候、  
後家御訴訟之通り親類一同ニ(而)乍恐奉願候

以上

豆州中村

九郎左衛門(印)

鈴木小右衛門様御代官所

駿州口野村

与市右衛門(印)

嶋田惣右衛門様御知行所

豆州安久村

藤右衛門(印)

大久保長門守様御知行所

駿州上香貫村

利右衛門(印)

(正徳元年(一七二二)「養子我儘訴状」〔大川家文書〕『豆  
四八二』)

【史料10】

乍恐口上書以申上候

甚右衛門後家

一、半七義甚右衛門子共匱末ニ仕、にくしみふかく仕候

一、親類に出入匱末ニ仕、不通ニ罷成候

一、私拾七年以前より身体(代)請取、于今諸賄仕候

一、半七義私身体渡シ不申候所ニ我儘ニ山林之金子受取申  
候

一、私去ル十一月廿八日長浜村へ参候留守ニて私家ニて  
前々無之仕方仕、金子大分腰ニ付申候

一、家来等ニ不便之加へ申義無之、我儘ニ仕候、依之身体つ  
いへニ罷成候

一、去ル八月殿様三嶋御着之節、御訴訟可申上と存罷在候所  
ニ朝鮮人御用ニ付外之義御聞不被遊候間、延引ニ罷成、去  
ル極月三嶋御役所へ罷出候所ニ外方噺有之候間、只今迄  
相延罷有候、以上

豆州古宇村甚右衛門

正徳三年辰戌月

後家(印)

御代官様

(正徳二年(一七二二)「養子我儘訴状口上書」〔大川家文  
書〕『豆』四八四)

【史料11】

相定申証文之事

一、去秋甚右衛門妻いわ相果申候ニ付跡式已之助ヲ以、相立申度由、已之助母長浜四郎左衛門并一門中、三嶋御役所江御訴申上候ニ付出入罷成、双方御詮義之上、江戸江可被遭候由、被仰付候所ニ足保村伊右衛門殿古宇村庄左衛門殿久連村太郎兵衛殿河内村太次右衛門殿重須村彦兵衛殿同村伊左衛門殿三津村寛右衛門殿小海村彦兵衛殿、右之衆中被噺候ハ後家娘いよ甚右衛門と妻合一所ニ致候上ハ互ニむつましく可仕候、母之儀者甚右衛門ニかゝり居申候者其通り隠居致候て為扶持米上田耆畝拾五歩、名所者浜田、上田式畝廿歩、名所ハ和田木、上田三畝耆歩、名所者下ノ田、山之儀ハかどの林耆ヶ所、おふしと申山耆ヶ所、扶持米ニ甚右衛門方相渡可申候、末々ハ母方方已之助へ讓可申候、御年貢御役之儀者已之助方ニ而相勤可申候、已之助分地之儀ハ先証文之通り年季来候ハ、相渡可申候、右之通、取噺異見被成候得共埒明不申候ニ付御噺人衆三嶋御陣屋へ其通り被仰上候得者又々双方三嶋へ御召寄、右噺之通相済申候様ニ被仰付上者互ニ和睦仕、向後「<sup>少</sup>」<sup>も</sup>申分仕間敷候、為後日双方連判証文仍如件

正徳二年辰六月七日

已之助母 (印)

四郎左衛門 (印)

九郎左衛門 (印)

甚右衛門 (印)

金兵衛 (印)

兵左衛門 (印)

大名主

久左衛門殿

噺人衆中

如此拙者共立合取噺埒明、双方方拙者共方江証文取、則両方へ預ケ置申候、ケ様ニ埒明申上ハ已後少も違乱為致間敷候、為其判形仕候、以上

足保村

伊右衛門 (印)

古宇村

庄左衛門 (印)

久連村

太郎兵衛 (印)

辰

六月七日

河内村

太次右衛門

重須村

彦兵衛

同村

伊左衛門 (印)

三津村

覚右衛門 (印)

小海村

彦兵衛 (印)

大名主

久左衛門 (印)

(正徳二年〔一七一二〕「右落着覚書」〔大川家文書〕『豆』  
四八五)

【史料12】

〔紙袋表書〕

一、子五月廿九日

延享元

訴人 七兵衛

相手 惣七 一

たね申事

一、拾ヶ年以来、惣七たねをおとし候

去比、七兵衛方へ惣七石をなけ候とたね申候

村中連判之事

一、此度七兵衛と惣七と意趣之儀、追々不閑候ニ付御名主所  
江七兵衛訴之、相手惣七、右両人口上書差出候通、相違

も無之、右之意趣者惣七と七兵衛も平三郎女房密通両  
人いたし候ニ付意ふく之儀無之平三郎方口上書取候て  
村中連判明細之儀、仍如件

〔年号九〕  
〇〇月日

口上書ヲ以奉願上候

一、三ヶ年以前当村宗七と申仁、戌ノ四月十八日夜、殊外

〔難〕  
そう言申候得共世話多キ身ニ御座候故、すて置候得者

当村源左衛門なかなをし仕、相濟候、其後亦候そう言  
申、脇指ニて拙者付ねらい、其夜八田袋切さき申候

一、戌九月十五日夜そう言申、其上手前舟ろながし申候

一、亥九月廿八日夜そう言申、其上石打申候得共是も世話多  
キ身ニ御座候間すて置申候、然所ニ二間ニ三間之物置

家作仕候へ者余日当村半四郎所ニて焼払候と申、悪言  
申候

一、当子ノ三月六日夜、居屋物置家財不残火難仕候、此義ハ  
口上ニ而可申上候

一、当五月廿四日夜、石打仕、余日まき切ニ而打ころし可申  
と申、又候余日小脇指ぬき持、指シころし可申と付ねら

い申候故、只今迄者何事もすて置候得共此義者一命之  
義二候得者無是非御願申上候

右之通、一々口上書ヲ以、奉願上候間、相手惣七被召寄御聞  
濟可被下候、尤句々口上ニ而可申上候、仍如件

相手 惣七

延享元年子

五月廿九日

願人 七兵衛 (印)

五人組 平右衛門 (印)

親類 宇兵衛 (印)

御名主所

(延享元年〔一七四四〕「不義密通一件書」〔大川家文書〕『豆』  
六七二)

### 【史料13】

一、平三郎女、妨拙者房と七兵衛密通〔通〕いたし候儀、紛無

御座候、是二付意趣をふくミ申候

一、ろながし申事、此方一円不存候

一、鯛網袋切候と申事、此方一円不存候

一、火事火付之事、一円不存候

一、我石をなげし事、一円不存候

右之通り我等事ゆめく不存候、此儀何国迄申分可仕候

延享元甲子五月晦日

長浜

本人 惣七 (印)

五人組頭 文右衛門 (印)

五人組 七左衛門 (印)

同断 平左衛門 (印)

同断 喜右衛門 (印)

〔宛名ナシ〕

(延享元年〔一七四四〕「不義密通一件書」〔大川家文書〕『豆』  
六七三)

### 【史料14】

一札之事

此度平三郎女房之儀ニ付七兵衛と惣七と内々異論之いたし  
七兵衛御名主所江訴出、依之双方御吟味御座候所ニ御上御  
窺之上、重キ御仕置可被仰付之処ニ両人之ものとも不調法  
千万至極誤入奉存候ニ付村中挙奉願双方異論申下ケ候、右  
両人不届之筋、至極謬入奉存候、然上者一言之儀可申上様無  
御座候、以来いか様之儀、申候共御名主所江少も御苦勞懸ケ  
申間敷候、右為御請連判一札差上ケ申候、以上

延享元年

長浜村

子六月

与兵衛 (印)

利左衛門 (印)

源左衛門 (印)

善右衛門 (印)

次郎左衛門 (印)

御名主所

(延享元年〔一七四四〕「不義密通一件書」〔大川家文書〕『豆』  
六七四)

【史料15】

謬申一札之事

此度拙者共異論仕、申出候所二段々御吟味被遊不届ニ被思  
召御上御窺之上、嚴敷御仕置可被為仰付候旨、御尤ニ奉存  
候、拙者共至極誤入奉存候、依之村中举奉願上異論申下ケ被  
下然上者拙者共一言之儀申間敷候、村中願之通被為仰付難  
有奉存候、拙者共不届之筋、至極謬入奉存候、向後一言之儀  
申上間敷候、以来何様之異儀御座候共急度越度ニ可被為仰  
付候、且又平三郎家へ向後出入仕間敷候、為後日五人組加判  
一札差ケ申候、以上

延享元年

長浜村

子六月

本人 七兵衛 (印)

組頭 宇兵衛 (印)

五人組頭 平右衛門 (印)

本人 惣七 (印)

親類 吉左衛門 (印)

五人組頭 文右衛門 (印)

御名 (主) 所

(延享元年〔一七四四〕「不義密通一件書」〔大川家文書〕『豆』  
六七五)

【史料16】

一札之事

一、此度下拙家作候ニ付屋敷せまく御座候ニ付奉願上七左  
衛門道ヲ下拙屋敷江込メ奉願、依之五人組被召<sup>呼</sup>下  
拙惣七殿へ御無心申、七左衛門以来者惣七殿道ヲ通候  
筈ハ惣七殿御得心被成御済シ被下願之通り家作御被仰  
付難有奉存候、然上ハ末々慮外不仕百姓相勤済可仕と  
奉存候、仍而如件

延享二年

長浜本人

丑ノ十日日

喜右衛門 (印)

証人

權右衛門 (印)

五人組

文右衛門 (印)

長浜村

左兵衛 (印)

御名主所

平左衛門 (印)

(延享二年〔一七四五〕「通路取込請書」〔大川家文書〕『豆』  
六八〇)

【史料17】

差上申口上書事

一、今八ツ時、村之内宮<sup>〔三〕</sup>度与申所江何方よりか式歳斗之女  
 子死骸大<sup>〔一〕</sup>塩<sup>〔二〕</sup>ニ而磯岸江打寄候付早速御注進申上候ニ  
 付各様御出被成御改被成候、右ニ付何共心付候儀茂御  
 座候ハ、有体ニ可申上御吟味ニ御座候、委細左ニ申上  
 候

今日八ツ時、村之内宮度与申所二年頃式歳斗リ相見  
 候女子死骸大塩ニ而磯岸江打寄候、折節安養寺通り  
 懸り被見候由、拙者共承候ニ付様子見候所、越後縮帷  
 子着黒つむぎ平くけ帯一重廻り前結、流死仕候而磯  
 岸江打寄居申候、尤惣身共疵等も無御座候、右ニ付御  
 吟味被成候者何方ヲ參候哉、先々様子ニ而も相知不  
 申候哉之旨、御尋ニ御座候得共此儀一円何方之者共  
 相知不申大塩ニ而沖之方より打寄候ニ付早速右之段  
 御届申上候、外ニ心付候儀者一向無御座候、右女子当  
 所江死骸流寄候儀ニ付而八万一何方カ承出 彼是  
 申間敷ものニも無之候、其節拙者共并村中之者迄聊  
 之義ニ而も隱置候而後日相知候ハ、急度可被仰付候  
 間、有体ニ可申上旨、段々御吟味ニ御座候得共前書

〔三〕 申上候通、存付候儀無御座候、依之ニ口上書指上

申処、少も相違無御座候、以上

長浜村

宝曆十二年午六月廿四日 百姓代 金右衛門印

組頭 平右衛門印

庄屋 要助印

鈴木金五右衛門殿

神谷伝九郎殿

上扣イ

〔宝曆一二年（一七六二）「流寄女兒吟味返答書」〔大川家文書〕『豆』七五五）

【史料18】

口上

一、御仕置御定法之通、縦一家親類たりとも一夜之止宿仕候  
 共其組親江相断、猶亦親方名主組頭江相達シ可申旨、  
 年々被仰渡猶又定夫ヲ以、度々御触、一夜之宿成り共堅  
 ク無用之由、御触承知仕候、然処ニ此度与<sup>〔ふと〕</sup>風宿仕候処、  
 此者病氣付候故、無是非名主所江申上候得者無沙汰ニ  
 而止宿仕候段、甚夕不届之仕方、何分御取上ケも無之  
 処、色々申上候得者此節之儀故無是非御取上御吟味  
 之故、委細申上候事



一、伊豆松崎之内はずら村権介与申もの、たが商売ニ御座候

所、当十五日晩、私方江参候而与風病氣〔尾〕□依之二宿致

候者者勿論組中打寄、介抱仕候得共病氣之儀ニ御座候故、早速権介村へ一家迎二人遣候得共右迎之人未夕帰リ不申候、然ル処ニ右権介今十八日朝終ニ病死仕候、依之二段々御吟味ニ御座候、委細申上候通、病死仕候儀、少シも相違無御座候、縦江何方違変之儀申上候共貴殿江少シ茂御難儀懸中間舖候、病死仕候儀者分明也、然ル上者何方迄茂私共罷出、申分可仕候、為後日組中連判口上書差上置申候、以上

長浜村

明和元年

宿 太右衛門(印)

申十一月十八日

組親 金右衛門(印)

組中 太治右衛門(印)

同断 治郎右衛門(印)

同断 平七(印)

同断 太左衛門(印)

長浜村

御名主処

組頭中

(明和元年〔一七六四〕「止宿人急死口上書」〔大川家文書〕

『豆』七七一)

【史料19】

〔包紙ウハ書〕

〔当勘七大門畑江家作之時取置候書附 一通〕

差上申一札之事

一、私儀此度渡世勝〔尾〕而之儀ニテ持来候古屋敷家居相解、私

所持之大門畑卷右近所田畑之所江家作仕度、其旨御窺申候処、大門畑卷右近所田畑こさ差障等無之哉否、近所田畑持主江も懸合、其上村方差障も無之哉相考可申旨被仰聞、近所田畑主江も右之段及相談候処、差障も無之由申候、且亦御村方差障之儀も無之様奉存候ニテ御願申、家作仕候、然上ハ早速屋敷成御年貢可差上申処、以御勘弁当分是迄之通、畑御年貢ニテ御上納候様被仰付奉承知候、且近所田畑こさ差障等、又者御村方〔三〕対し差障之儀も後日出来候得者御村方差回数次第違背仕間敷候、為後日之証人加判差上申処如件

三津村

享和二戌年七月

家作 勘七(印)

組合代 彦兵衛(印)

親類組合

勘右衛門(印)

親類 安左衛門(印)

当村

御役人中

(享和二年〔一八〇二〕「家作取決証文」〔三津大川家文書〕

『豆』九八〇)

【史料20】

差上申一札之事

一、私雪院<sup>〔隠〕</sup>之義、是迄往来向海辺石垣之上立置申候所、此

度漁業之差障リニ付我屋舗之内ニ引取可申段被仰聞、

御尤至極と承知仕候得共当冬中ニ者甚夕不都合御座候

間、来春迄引取之義御延シ被下候様、親類ヲ以御願申上

候所、早速御承知被下忝仕合ニ奉存候、然上者来春ニ相

成候ハ、早速手前屋舗之内江立直シ可申候、為後日書

附入置申候所仍如件

文化六巳年

木負村

十二月日

本人弥吉 (印)

親類源七 (印)

組合平八 (印)

村御役人中様

(文化六年〔一八一〇〕「雪隠建直日延取決証文」〔相磯家文

書〕『豆』一〇二〇)

【史料21】

乍恐書付を以奉願上候

一、中田畑成五畝式拾八歩

石盛十三

持主仁左衛門

右者去ル宝曆元未年出水ニ而用水堰崩落候而普請難相

成ニ付御見分之上、畑成ニ被仰付候間、夫方麦作夏毛共

仕附相試候得共右地所者山腰湿気間ニ御座候故、両毛

共一切<sup>〔イ、イ〕</sup>満<sup>〔イ、イ〕</sup>リ不申荒地ニ罷成候間、何卒御見分被成下

林成ニ被仰付被下置候様ニ奉願上候、以上

豆州君沢郡長浜村

文化七年午正月

名主 小次郎 (印)

与頭 一平次 (印)

百姓代金左衛門 (印)

菰山

御役所

(文化七年〔一八一〇〕「荒畑林成願書」〔大川家文書〕『豆』

一〇二一)

【史料22】

〔包紙ウハ書〕

一

心願書

村方

源兵衛

大川忠治郎

心願書一札

一、私家相統之儀、庄左衛門忤忠治郎聿養子仕候処、私儀も段々不仕合ニ而借財等多分出来候ニ付忠治郎儀相統相成兼候趣、申出候間、尤之事与承知仕、暇遣し申候、然処此度拙者無尽相企、右借財等茂あらまし相片付申候、左候得者忠治郎一子も有之、且又娘事も不便ニも存候間、何卒再縁為致度存候ニ付貴殿御頼申上候者此未借財之義ニ付忠治郎江一切苦勞相懸申間敷段心願仕候得共口上而已ニ而ハ御胡乱ニ茂思召可有之哉ニ付書付相認さし上候上ハ向後違乱仕間舖候、為念如斯御座候、以上

天保三

辰十一月九日

長浜

四郎左衛門殿

前書之通、承り届ケ申候処、相違無之ニ付加判仕候

以上

親類

勘右衛門(印)

(天保三年〔一八三二〕「養子復縁心願書」〔大川家文書〕『豆』  
一一五一)

【史料23】

覚

一、当申九拾式才

兵四郎

父 兵右衛門

一、当申九拾壹才

勘右衛門

母 さの

右者此度九拾歳以上之者、取調差出候様、被仰渡候ニ付書面之通、相改奉書上候処、相違無御座候、以上

豆州君沢郡

長浜村

弘化五年申三月

名主 四郎左衛門(印)

組頭 平蔵(印)

百姓代与兵衛(印)

地方

御役所

(弘化五年〔一八四八〕「老者〔九十歳以上〕調覚」〔大川家文書〕『豆』一一三三四)

【史料24】

差上申一札之事

一、此度小若者共人目ヲ忍、少々手踊り稽古いたし候処、三津村 御代官様方内々御沙汰ニ付村方 御役人衆様方

右踊り等之儀、嚴敷御断之趣承知仕、急度相慎可申旨、挨拶致し其後二至り又候段々之御利解ニ御座候故、早速ク師匠ヲ茂相返し可申与偽り七日之夜二入、聊之致手踊り九日之夕方ニ三津村 御代官様方御差紙ニ預り一言之申訳も無之奉驚入候、此度之儀ニ付御仕置ニ茂可相成処、格別之以御慈悲早速御聞濟被下難有仕合奉存候、向後芝居等之儀、決而致間敷候、尚又村方 御役人衆様方被仰渡候儀、聊違背申間敷候、連名一札仍而如件 当所若者

嘉永元年

世話人藤四郎 (拇印)

四月日

忠兵衛 (拇印)

中頭 忠助 (拇印)

彦助 (拇印)

村方

御役人衆中様

(嘉永元年〔一八四八〕「若者手踊り詫書」〔大川家文書〕『豆』  
一一三三五)

【史料25】

乍恐以書付奉願上候

一、当月十二日夜、津田日向守様御知行所豆州君沢郡三津村  
百姓彦三郎隱宅土藏軒下二同人召仕義八義、數ヶ所疵  
請相果居候ニ付打驚、右義八里方大久保長門守様御領

分豆州田方郡本立野村役人中并義八親浪之都方江相達申候処驚入、一同相越、死骸見届、相違無之二付其御筋々江双方村役人共方訴上候処被為遊 御出役死骸疵所御見分之上、夫々御糺御吟味中之所、双方方近村之役人共江申出候義者右義八親浪ノ都、忤義殺害いたされ候、迎何者之仕業ニ可有之哉、曾而相知レ不申、心当りも聊無之、然ル上者御嚴重之御吟味可奉願存念、毛頭無御座、只々前世之悪業与相心得、何方江対し恨ヶ間敷廉、決而無之由申之、彦三郎方ニ而茂義八召仕中貞衷正路

二勤呉候故、不便<sup>〔慇〕</sup>ニ存、且浪之都江対し何共難申述、

双方実意を以、内濟仕度旨申合、無腹臆和融之上、精々近隣役人共へ歎入、御吟味是迄ニ被 成下置候様奉願上呉候趣、只管申出候ニ付恐ヲ茂不顧奉愁願候、何卒以御慈悲御調向、是迄ニ被成下度、偏ニ奉愁願候  
右願之通、御聞濟被成下置候上ハ浪之都并彦三郎茂不及申上双方組合親類并ニ近隣村々役人共一同難有仕合乍恐奉存候、以上

嘉永四年

本立野村

主 浪之都

亥十一月

組合 伝七

右

親類惣代

彦三郎  
組頭 五兵衛  
名主 庄右衛門  
三津村  
彦三郎  
親類惣代  
元七  
百姓代勘七  
組頭 元兵衛  
名主代伝左衛門  
重寺村  
名主 三郎左衛門  
小海村  
名主 平兵衛  
長浜村  
名主 忠左衛門  
小坂村  
伊兵衛  
大沢村  
三左衛門  
江梨村  
平左衛門  
重須村

名主 伊左衛門  
木負村  
名主 半左衛門  
下修善寺村  
名主 格左衛門  
小立野村  
名主 儀兵衛  
熊坂村  
名主 平三郎  
長瀬村  
名主 与十郎  
堀切村  
名主 半兵衛  
湯山善右衛門殿  
関 仁左衛門殿  
御出役  
家文書『豆』(二二五八)  
〔嘉永四年(一八五二)「殺害人調へ取止願書」(大川次郎家文書)』  
〔包紙ウハ書〕  
急廻状  
木負村始  
重須村  
尚々  
急廻状を以、得貴意候、愈々御案適ニ御勤役被成珍重之御儀ニ奉存候、陳者一昨四五ツ半時当村百姓仁兵衛忰兩人ニ

而沼津川岸方帰帆ニ趣<sup>〔赴〕</sup>候海上ニおゐて大難風波ニ逢、右  
兩人共死失ニ及候間、其御村方江流寄候か又者沖合ニ而見  
請候族有之候ハ、御取揚置、即刻御知らせ可被下候、面体書  
左之通

一、年四拾九才 男

面体黒キ方顔長キ方

衣服

アイミヂン裕 式ツ

立じま半天 一

黒帯

一、年十二才 男

面体黒く前髪立

衣服

茶しま布子 老

立じま半天 老

小倉帯 老

右之通ニ候間、何分ニ茂御願申上候、已上

豆州内浦

〔嘉永七年〕

寅 十一月六日

重須村

役元（印）

木負村方

戸田村迄

右村々

御名主衆中

乍御面倒御継戻し可被下候、以上

（後略）

〔嘉永七年（一八五四）「水死人通知依頼状」〔土屋家文書〕

『豆』一二八三）

### 【参考文献】

河岡武春『豆州内浦漁民史料』と民俗調査〔沼津市歴史民

俗資料館編『沼津市文化財調査報告 第九集 沼津内浦

の民俗〕沼津市教育委員会、一九七六年、一六九〜一七一

頁）

桜田勝徳「第二卷水産篇（1） 解説」（日本常民文化研究

所編『日本常民生活資料叢書』第二卷、一九七三年、七二

九〜七三六頁）

渋沢敬三編『豆州内浦漁民史料』上卷（アチツクミューゼア

ム彙報第二〇）、中卷之老（同二四）、中卷之式（同三三）、

下卷（同四二）、アチツクミューゼアム、各一九三七年、

一九三八年、一九四三年、一九三九年（のち、日本常民文

化研究所編『日本常民生活資料叢書』第一五（上卷）・一

六（中卷之老・式）・一七卷（中卷之式・下卷）、三一書房、

各一九七二年、一九七二年、一九七三年として所収)

↓本報告では、『日本常民生活資料叢書』所収版を使用。上記所収文書は『豆』+史料番号にて表記。

渋沢敬三「本書成立の由来」(前掲『日本常民生活資料叢書』

第一五巻、一〇二七頁)

高橋美貴「近世における水産資源変動と山林・獣害―豆州内

浦を事例として」(渡辺尚志編『生産・流通・消費の近世

史』勉誠出版、二〇一六年、四〇三〜四三二頁)

高橋美貴「近世後期における貫魚慣行の変遷―豆州内浦地

域を事例として」(『社会経済史学』八五巻四号、二〇二〇

年、四一九〜四四二頁)

拙稿「近世漁村における網元的存在の性質について―伊豆

国内浦地域の津元を事例として」(『沼津市史研究』第一八

号、二〇〇九年、一〜一八頁)

拙稿「ウラを読む―伊豆内湾に古文書の魚群あり」(東北芸

術工科大学東北文化研究センター編・発行『東北学』03、

二〇一四年、一八二〜二〇七頁)

拙稿「海辺の家の近世―近代―伊豆国内浦小海・日吉(屋号

東)家における家・地域の歴史」(『生きるための地域史―

東海地域の動態から』勉誠出版、二〇二〇年、二五九〜二

八八頁)

拙稿「漁民の知と生活経験の地域性―近世および近代への

移行期に注目して」(『歴史学研究』一〇四二号、二〇二三

年、一四〜二三頁)

沼津市歴史民俗資料館編『沼津市文化財調査報告 第九集

沼津内浦の民俗』(前掲)「例言」

祝宮静『豆州内浦漁民史料の研究』隣人社、一九六六年

祝宮静「第十五巻中部篇(3) 第十六巻中部篇(4) 第

十七巻中部篇(5) 解説」(前掲『日本常民生活資料叢

書』第一七巻、一一六〜一一七一頁)

森田勝昭『クジラ捕りが津波に遭ったとき』名古屋大学出版

会、二〇二二年